



弁護士 向井 蘭
杜若経営法律事務所

Vol.142

★労働契約法第20条は裁判官の価値判断次第？

1 大学の専任教員（教授等）と非常勤講師問題

今月号は学校法人中央学院事件（東京地裁令和元年5月30日判決）をご紹介します。

各種報道で大学の専任教員と非常勤講師の格差が問題になっているのをご存知かと思えます。本件では非常勤講師が原告となり、専任教員との労働条件の相違が労働契約法20条違反であるとして争いました。

2 待遇の違い

原告は非常勤講師で学校法人からは年228万3173円のみ支払われ、賞与、年度末手当、家族手当及び住宅手当は支払われません。

一方、比較対象となる専任教員は、本俸年666万5200円、賞与・年度末手当年294万4178円、その他に家族手当、住宅手当が支給されていました。家族手当の支給額（月額）は、配偶者が1万6000円、子が6500円、その他が3000円等とされており、住宅手当の支給額（月額）は、世帯主が1万7500円、非世帯主が1万円とされていました。

3 職務の内容並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲について

専任教員は、授業のみならず、教育活動、研究活動並びに学生の修学指導及び課外活動の指導、教授会における審議、任命された大学組織上の役職、各種委員会等の委嘱及び任命された事項等の各業務を行う義務を負っております。

非常勤講師は原則として授業のみを行えば足りるとされており、職務の内容並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲は異なります。

4 判決の結論

裁判所は、原告の請求をいずれも棄却しました。原告の全面敗訴でした。

5 判決の理由

（1）賞与及び年度末手当

「上記ウにおいて指摘した各事情に加え、本件大学の専任教員が、授業を担当するのみならず、被告（本件大学）の財政状況に直結する学生募集や入学試験に関する業務を含む大学運営に関する幅広い業務を行い、これらの業務に伴う責任を負う立場にあること（それ故に、本件大学の専任教員は、被告との間の労働契約上、職務専念義務を負い（本件就業規則第3条）、原則として兼職が禁止されている（本件就業特別第5条）。また、大学において一定数以上の専任教員を確保しなければならないとされていること（大学設置基準第13条）も、専任教員がその他の教員と異なる重要な職責を負うことの現れであるということが出来る。）からすると、被告において、本件大学の専任教員のみに対して賞与及び年度末手当を支給することが不合理であると評価することはできないというべきである。」

（2）家族手当及び住居手当

「従業員に対する福利厚生及び生活保障の趣旨で支給されるものであると

いうことができるところ、上記ウにおいて指摘した各事情に加え、授業を担当するのみならず、大学運営に関する幅広い業務を行い、これらの業務に伴う責任を負う立場にある本件大学の専任教員として相応しい人材を安定的に確保する(大学設置基準第13条)ために、専任教員について福利厚生の中で手厚い処遇をすることに合理性がないとはいえないことや、本件大学の専任教員が、その職務の内容故に、被告との間の労働契約上、職務専念義務を負い、原則として兼業が禁止され、その収入を被告から受ける賃金に依存せざるを得ないことからすると、被告において、本件大学の専任教員のみに対して家族手当及び住居手当を支給することが不合理であると評価することはできない。」

4 コメント

(1) 解釈が分かれ続ける家族手当及び住居手当

賞与と年度末手当はまだしも、家族手当及び住居手当についても原告が敗訴したのは意外でした。特にハマキョウレックス事件最高裁判決では、転居の伴う異動がある場合の住居手当の不支給を適法と判断しましたので、反対解釈すれば転居の伴わない異動がある場合は期間雇用従業員への住居手当の不支給は違法になると私は考えていました。本件は、専任教員には転居の伴う異動はありませんので、原告敗訴は意外でした。裏返すと「相応しい人材を安定的に確保する」という理由があれば、ほとんどの労働条件の相違は正当化されるとも言えます。これでは裁判官の価値判断次第で如何様にも結論が変わるのではないかと感じました。

(2) 入れ替え戦が無い日本

私自身は専任教員と非常勤講師に相違があることは職務の内容が異なる為、ある程度は致し方無いと思います。私が考える問題点は、日本にはいわゆる入れ替え戦が無いことです。

サッカーのJリーグにはJ1とJ2のみならずJ3等で入れ替え戦があります。順位が下位に沈めば下位リーグに降格し大幅に収入が落ちてしまうため、下位リーグに沈まないように各チーム必死に努力をします。

ところが、同じような仕組みが日本の雇用社会にはほとんどありません。専任教員はよほどのことがない限り、定年まで地位が保障される一方で、非常勤講師から専任教員になるのは歳を重ねるに連れ非常に難しくなります。これでは地位が固定化してしまい、公平な制度とは言えず、社会全体の活力を削ぎます。裁判所の性質上仕方がないとは思いますが、専任教員からの降格制度・減給制度、非常勤講師からの昇任制度が無いことの是非を論じてみても良かったと思います。

(3) 最高裁判決が近い内に出る？

噂では来年3月までに日本版同一労働同一賃金の施行を前に最高裁判決が出るのではないかとされています。どのような結論が出るのか注目したいと思います。

お気軽にご相談下さい

(10:00~17:00)

杜若経営法律事務所

TEL03-3288-4981/FAX03-3288-4982